

外国人雇用Q&A



厚生労働省



大阪労働局職業安定部職業対策課
ハローワーク(公共職業安定所)

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

外国人雇用Q&A・もくじ

- Q1. 外国人を採用したいと考えていますが、採用することができる外国人とは、どのような在留資格を持っている人たちをいうのですか。 1
- Q2. 外国人が入国するときの手続きはどうなっていますか。 6
- Q3. 平成24年7月9日からスタートした新しい在留管理制度はどのような制度ですか。 8
- Q4. 就労の資格がない外国人を雇った場合はどうなりますか。 14
- Q5. 留学生をアルバイトとして雇用する場合、どのような点に注意すればよいですか。 15
- Q6. 外国人労働者の職業相談・紹介を行っている窓口はありますか。 16
- Q7. 募集や面接時に注意することはありますか。 17
- Q8. 人材紹介会社や人材派遣会社を利用するとき、外国人労働者に関する注意点はありますか。 18
- Q9. 外国人留学生を卒業後、採用することができますか。 19
- Q10. 外国人労働者を雇用する場合、労働関係法令や社会保険は適用されるのですか。 20
- Q11. 外国人雇用状況届出制度とは、どのような制度ですか。 22
- Q12. 外国人労働者に対する税金はどうなりますか。 27
- Q13. 外国人の身元保証人になった場合、その責任はどこまで負うのでしょうか。 28
- Q14. 外国人労働者の雇用管理や職業生活等についてアドバイスを受けることはできますか。 29
- Q15. 高度人材ポイント制とは、どのような制度ですか。 30
- Q16. 技能実習制度とは、どのような制度ですか。 32
- Q17. ワーキング・ホリデーとは、どのような制度ですか。 35
- Q18. 外国人労働者を雇用する場合、どのような点を考慮すればよいのでしょうか。 36

Q1.

外国人を採用したいと考えていますが、採用することができる外国人とは、どういう在留資格を持っている人たちをいうのですか。

外国人の方は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）により我が国に在留して行うことのできる活動又は我が国に在留できる身分若しくは地位が定められており、誰でも採用できるという訳ではありません。これを類型化したものを“在留資格”といい、就労の可否により以下のように分けることができます。

※ 就労とは「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に従事することを意味します。

◎活動に基づく在留資格

(1) 特定された就労活動が認められる在留資格（24種類）

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職（1号イ・ロ・ハ、2号）、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習（1号イ・ロ、2号イ・ロ）、特定活動

※ 平成27年4月1日から、「投資・経営」が「経営・管理」に変更、「技術」、「人文知識・国際業務」が「技術・人文知識・国際業務」に統合、「高度専門職（1号イ・ロ・ハ、2号）」が新設されました。

※ 「特定活動」は、就労が認められるかどうかは個々の許可内容によって異なりますので記載内容に注意してください（在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付（もしくは旅券（パスポート）に添付）されていますので、その「指定書」により就労できる方か否かの確認を行うことができます。）。

なお、ワーキング・ホリデー制度で入国する外国人の方は、休暇の付随的な活動としての旅行資金を補うための就労が認められています（→P35を参照）。

(2) 就労を認めていない在留資格（5種類）

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

※ 「留学」、「家族滞在」の在留資格で在留する外国人の方については、本来の活動に支障がない限り、事前に法務省地方入国管理局で資格外活動の許可を受ければ、風俗営業等が営まれている事業所を除き、1週間28時間以内のアルバイトが可能です。（→P15を参照）。

なお、「文化活動」の在留資格の方については、個別の状況により資格外活動が許可される場合があります。

※ 就労を許可された在留資格を有しているか、又は資格外活動許可を受けている外国人の方は、その証明となる就労資格証明書の交付を受けることができます（→P13を参照）。

◎身分又は地位に基づく在留資格

(3) 就労に制限がない在留資格（4種類）

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

在留資格一覽表

第1. 我が国で一定の活動を行うための在留資格

1. 特定された就労活動が認められる在留資格（入管法 別表第一）

一.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
外 交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 〔外国政府の大使、公使、総領事等とその家族〕	「外交活動」を行う期間
公 用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（外交の項に掲げる活動を除く。） 〔外国政府の職員等とその家族〕	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 〔大学の教授、講師など〕	5年、3年、1年又は3月
芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（興行の項に掲げる活動を除く。） 〔作曲家、画家、著述家など〕	5年、3年、1年又は3月
宗 教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 〔外国の宗教団体から派遣される宣教師など〕	5年、3年、1年又は3月
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 〔外国の報道機関の記者、カメラマンなど〕	5年、3年、1年又は3月

二.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留がわが国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動	「1号」は5年、「2号」は無期限

※次ページに続く

高度専門職	<p>□ 本邦の公私機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>ハ 本邦の公私機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う教授の項から報道の項までに掲げる活動又は法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、興行の項若しくは技能の項に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く）</p>	「1号」は5年、「2号」は無期限
経営・管理	<p>本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）</p> <p>〔企業の経営者、管理者など〕</p>	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	<p>外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動</p> <p>〔弁護士、公認会計士など〕</p>	5年、3年、1年又は3月
医療	<p>医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動</p> <p>〔医師、歯科医師、薬剤師、看護師など〕</p>	5年、3年、1年又は3月
研究	<p>本邦の公私機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（教授の項に掲げる活動を除く。）</p> <p>〔政府関係機関や企業等の研究者など〕</p>	5年、3年、1年又は3月
教育	<p>本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動</p> <p>〔小・中・高等学校の語学教師など〕</p>	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	<p>本邦の公私機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びに経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）</p> <p>〔機械工学等の技術者、通訳者、デザイナー、企業の語学教師など〕</p>	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	<p>本邦に本店、支店その他の事業所のある公私機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動</p> <p>〔外国の事業所からの転勤者など〕</p>	5年、3年、1年又は3月
興行	<p>演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（経営・管理の項に掲げる活動を除く。）</p> <p>〔歌手、ダンサー、プロスポーツ選手など〕</p>	3年、1年、6月、3月、又は15日
技能	<p>本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動</p> <p>〔外国料理の調理師、宝石・貴金属加工の職人など〕</p>	5年、3年、1年又は3月
技能実習	<p>1号 イ 本邦の公私機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）</p> <p>□ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p>	1年、6月又は1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

※次ページに続く

技能実習	2号 イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。） 【技能実習生】	1年、6月又は1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
------	--	---

※ 「高度専門職」については、P30～P31（高度外国人材ポイント制）を参照。

※ 「技能実習制度」については、P32～P34を参照。

※ それぞれの在留資格について、法務省令で定める基準に適合することが求められているので、詳細は「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を参考にしてください。

（入国管理局のホームページに掲載されています。P43を参照。）

2. 就労が認められない在留資格（入管法 別表第一）

三.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技艺について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。） 【日本文化の研究者など】	3年、1年 6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 【外国からの旅行者など】	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 【大学・短期大学・高等専門学校等の学生・高等学校・専修学校等の生徒など】	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（技能実習1号の項及び留学の項に掲げる活動を除く。） 【研修生】	1年、6月又は3月

家族滞在	教授から文化活動（技能実習を除く。）までの在留資格をもって在留する者又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 〔就労外国人等が扶養する配偶者・子〕	5年、 4年3月、 4年、 3年3月、 3年、 2年3月、 2年、 1年3月、 1年、6月 又は3月
------	--	---

※ 留学生の資格外活動によるアルバイトについては、P15を参照。

3. 就労が認められるかどうかは個々の許可内容によるもの（入管法 別表第一）

五.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 〔外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ生、EPAに基づく看護師又は介護福祉士など〕	5年、4年、 3年、2年、 1年、6月、 3月又は5年 を超えない範 囲内で法務大 臣が個々の外 国人について 指定する期間

※ 「ワーキング・ホリデー」の方を雇い入れる場合については、P35を参照。

第2. 我が国での活動に制限のない在留資格（入管法 別表第二）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 〔日本人の配偶者・実子・特別養子など〕	5年、3年、 1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	5年、3年、 1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 〔第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等〕	5年、3年、 1年、6月 又は5年を超え ない範囲内で法 務大臣が個々の 外国人について 指定する期間

★ 外国人の入国や在留手続きに関するご相談は、
「外国人在留総合インフォメーションセンター」（P43参照）へお問い合わせください。

Q2.

外国人が入国するときの手続はどうなっていますか。

1 外国人が出身国の有効な旅券（パスポート）を取得する。

外国人が日本へ入国するためには、有効な旅券（パスポート）が必要です（入管法第3条）。旅券には所持者である外国人の氏名、性別、生年月日等の身分事項、国籍の証明、保護を依頼する文言等が記載されており、これを持たずに日本へ入ると不法入国となります。

2 外国人が在外公館（現地の日本大使館等）において査証（ビザ）手続を行う。

旅券を持っているだけではまだ上陸はできず、さらに「この者は正当な理由と資格があつて入国するものである。」という受入国政府（＝日本）による裏書証明が必要です（査証免除対象者を除く）。この裏書証明を査証（ビザ）といいます。

※ このとき、在留資格認定証明書を有している場合は、それを提出することにより査証の発給が円滑に行われます。

この在留資格認定証明書とは、日本に上陸しようとする外国人又は当該外国人の代理人からあらかじめ地方入国管理局に申請があつた場合に、当該外国人の申請している活動内容が在留資格に定める活動に該当し、かつ、基準に適合しているかを事前に審査し、条件に適合していると認められた場合に発行される証明書です。

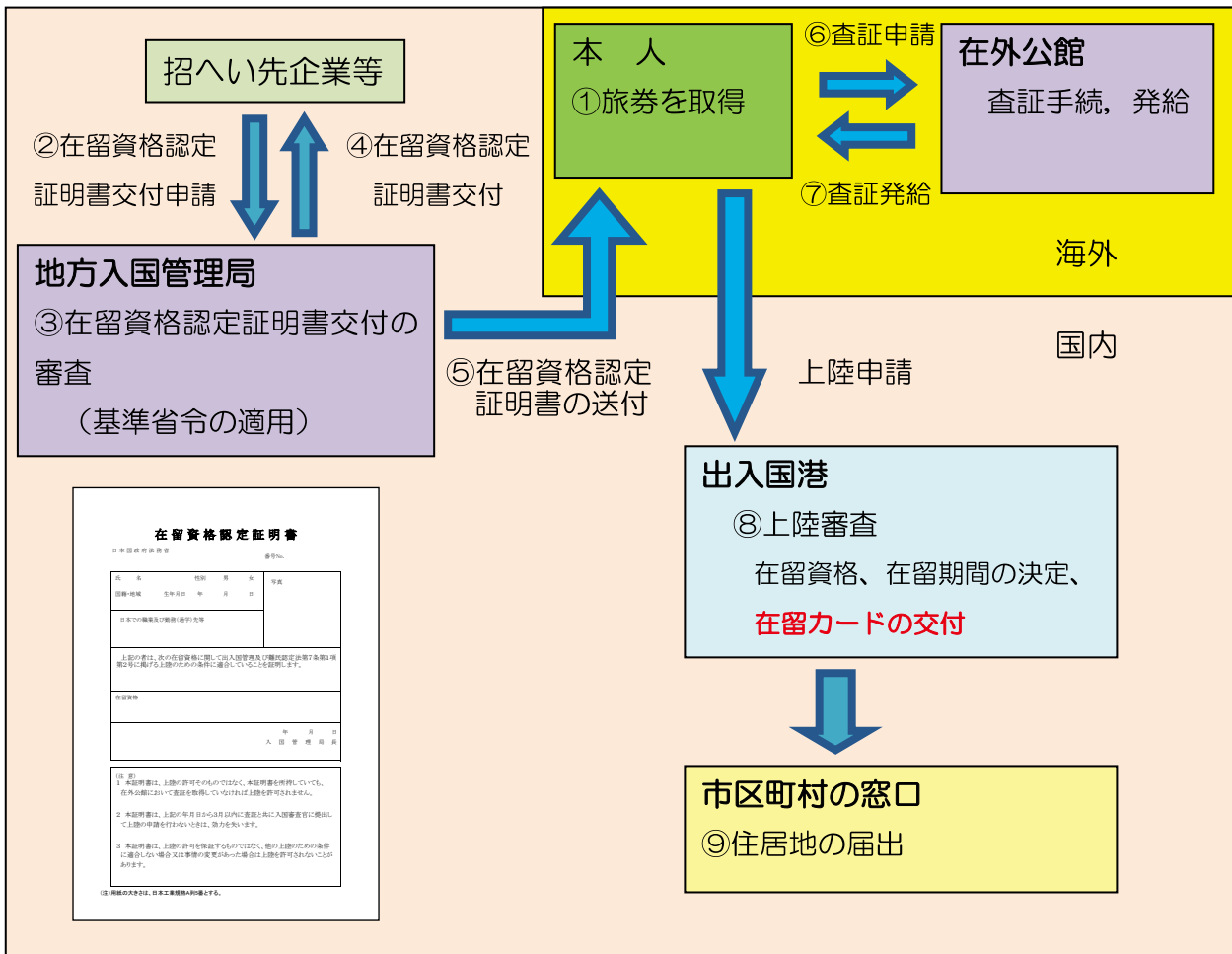
3 外国人が出入国港で入国審査官から上陸審査を受け、上陸許可として在留資格、在留期間が付与され、中長期在留者には『在留カード』が交付される。

— 就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順（次頁参照） —

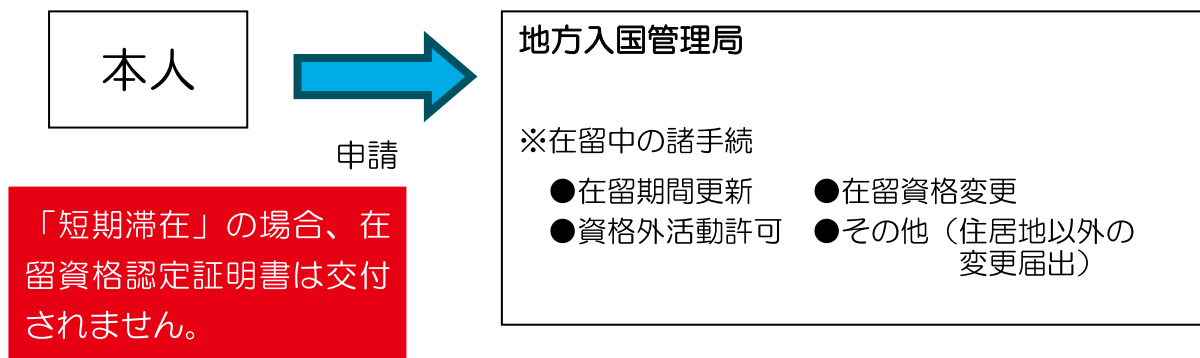
- ① 本人が旅券を取得
- ② 本人又はその代理人が地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付申請
- ③ 地方入国管理局における在留資格認定証明書交付の審査
- ④ 在留資格認定証明書交付
- ⑤ 外国にいる本人に在留資格認定証明書を送付
- ⑥ 本人が日本の在外公館へ査証の申請
- ⑦ 在外公館で査証手続及び発給
- ⑧ 出入国港において上陸審査（在留資格、在留期間の決定、※在留カードの交付）
- ⑨ 住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村窓口でその住居地を法務大臣に届け出る（旅券に『在留カードを後日交付する』旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参のうえ手続をしてください。）。
※ 在留中に在留期間更新、在留資格変更、資格外活動許可等の必要がある場合は、地方入国管理局で必要な申請を行う。

就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順

1 在中長期在留外国人の入国手続



2 中長期在留外国人の在留手続の手順



出入国港における在留カードの交付について

成田、羽田、中部、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付しています。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、中長期在留者が市区町村の窓口に住居地の届出をした後に、在留カードが交付されることとなります (原則として、東京入国管理局 (おだいば分室) 内の在留カード発行拠点から当該住居地に郵送されます)。P9を参照してください。

Q3.

平成24年7月9日からスタートした新しい在留管理制度はどのような制度ですか。

(1) 改正入管法の施行に伴い、外国人登録制度は廃止されました。

平成24年7月9日から導入された新しい在留管理制度は、これまで入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握していくための制度で、そのことによって適法に在留する外国人の方の利便性も更に向上するものとなっています。

具体的には、我が国に中長期にわたり適法に在留する外国人の方に「**在留カード**」が交付されています。

特別永住者の方については、新しい在留管理制度の対象となりませんが、外国人登録法が廃止されたこと及び従来の外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであったことなどから、これと同様の証明書として「特別永住者証明書」が交付されます。

なお、特別永住者の方については、「外国人雇用状況届出書」の提出は不要ですので、採用決定後においても国籍の確認や「特別永住者証明書」の提示を求めないようにしてください（P17及びP22～P26参照）。

(2) 「在留カード」の交付対象者

新しい在留管理制度の対象となっているのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期にわたって在留する外国人で、具体的には、次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人の方です。

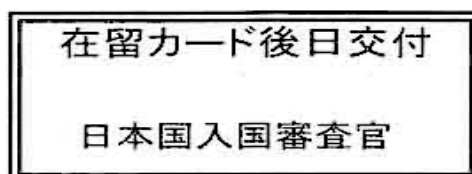
- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める者
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

※みなし特別永住者証明書等の有効期間及び切替場所はP13参照

(3) 出入国港における在留カードの交付について

現在、成田、羽田、中部、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付しています。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、その近くに次のように記載されます。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口に出発前旅券を持参の上、住居地の届出をした後に在留カードが交付されることとなります（原則として、東京入国管理局（おだいば分室）内にある在留カード発行拠点から届出をした住居地に郵送されます）。



（4） 新しい在留管理制度のメリット

- ① 在留期間の上限は「3年」でしたが、「5年」となりました。
- ② 「みなし再入国許可制度」が導入されています。

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。

なお、在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国してください。

また、これまでどおり再入国許可を受けて出国する場合は、再入国許可の有効期限の上限が「3年」から「5年」に延長されています。

- ※ 特別永住者の方は、「みなし再入国許可」が「2年」に、これまでどおりの再入国許可の有効期間の上限が「4年」から「6年」に延長されています。

★新しい在留管理制度にかかる詳細は、法務省大阪入国管理局にお問い合わせください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

在留カード

在留カードの見方

【カード表面】

●氏名
●在留カード番号
●性別
●国籍・地域
●就労制限の有無
●カードの有効期間

●生年月日
●居住地
●在留資格
●在留期間(満了日)

【カード裏面】

●住居地記載欄
●在留期間更新等許可申請欄
●資格外活動許可欄

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

資格外活動許可欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く

在留期間更新等許可申請欄
在留資格変更許可申請中

- ※ 従来の外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されています。
例えば、世帯主、出生地、旅券番号や職業（勤務地）などは記載されません。
- ※ 在留カードには、偽変造防止のための IC チップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されています。
- ※ 在留カードには「有効期間」があります。

	16歳以上の方	16歳未満の方
永住者の方	交付の日から7年間	16歳の誕生日まで
永住者以外の方	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
高度専門職2号	交付の日から7年間	

身分事項

氏名・・・原則としてアルファベットによる表記となります。ただし、漢字による表記を希望される場合には、アルファベットに併せて漢字による氏名も表記することができます。なお、通称名については、在留カードには法律上も運用上も記載されません。

生年月日・・・西暦で記載されます。

性別

国籍・地域・・・外国人が所持している旅券を発行した国の国名、出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロの定める地域については地域名を表示することが原則となっています（2つ以上の国籍を持つ外国人の方は、基本的の上陸許可や在留手続等により、中長期在留者となった時点の国籍・地域名となります。）。

住居・職業事項

住居地・・・本邦における主たる住居の所在地が表記されます。

住居地記載欄【裏面】・・・住居地を変更したときに、変更後の新しい住居地が記載されます。

就労制限の有無・・・就労が認められていない場合は「就労不可」と記載され、就労が認められている場合には、入管法別表第一の一又は二の在留資格（技能実習2号を除く）は「在留資格に基づく就労活動のみ可」、技能実習2号は「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」、特定活動は「指定書により指定された就労活動のみ可」、別表第二の在留資格は「就労制限なし」と記載されません。

資格外活動許可欄【裏面】・・・資格外活動許可を受けている場合には、許可の種類に応じて、「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」又は「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」と記載されます。

入国在留事項

在留資格・・・出入国管理の法令に基づいて外国人がいかなる上陸・在留の許可を受けているかを表しています。

在留期間（満了日）・・・日本国内に在留することのできる許可期限を表しています。もし、この期限を超えて引き続き在留している場合は「不法残留」となります（ただし、在留期間更新等許可申請中の場合がありますので、裏面の記載も確認が必要です。）。

在留カード有効期間・その他

カード有効期間・・・在留カードの有効期間が記載されます。これは、在留することのできる期間（在留期間）を意味するものではありません。

在留カード番号・・・「英字2桁＋数字8桁＋英字2桁」

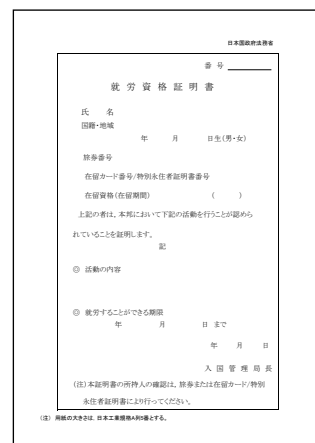
在留期間更新等許可申請欄【裏面】・・・在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載されます。申請後、更新又は変更が許可がされ、中長期在留者の場合には、新しい在留カードが交付されます。

就労資格証明書

「就労資格証明書」とは、我が国に在留する外国人からの申請に基づき、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を地方入国管理局長が証明する文書です。

例えば、転職の場合、その会社で就労が認められるかどうか、具体的に「〇〇会社における△△の活動は上記に該当する」旨の証明がされます。

なお、現に有する在留資格に該当する活動であれば就労が認められますので、この「就労資格証明書」がなければ就労できないというものではありません。



みなし特別永住者証明書の有効期間及び切替場所

1 みなし特別永住者証明書（外国人登録証明書）の有効期間の満了日

特別永住者の方

対象となる方	切り替える期限	
平成24年（2012年）7月9日に16歳以上であった方	次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年（2015年）7月8日までの方（※）	平成27年（2015年）7月8日まで
	次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年（2015年）7月9日以降の方（※）	次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日まで
平成24年（2012年）7月9日に16歳未満であった方	16歳の誕生日まで	

※次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日は、外国人登録証明書の券面で確認できます。

2 申請窓口

特別永住者の方	住居地の市区町村の窓口
---------	-------------

Q4.

就労の資格がない外国人を雇った場合はどうなりますか。

(1) 不法就労とは次の場合をいいます。

- ① 入国管理局から働く許可を受けずに就労を行う場合
例)・留学生が資格外活動の許可を受けずにアルバイトをする。
・短期滞在の在留資格で働く。
- ② 在留資格を持たずに、あるいは、在留期間が経過した後も滞在して就労する。
例) 不法入国・不法残留(オーバーステイ)などの不法滞在の外国人が就労する。
- ③ 入国管理局から認められた範囲を超えて働く。
例) 外国料理店の調理人として働くことを認められた人が、工場で労働者として働く。

※ 上記の者を雇った場合や、業として外国人に不法就労活動をさせたり、あっせんしたりした者は不法就労助長罪(入管法第73条の2)により3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられます。
なお、雇用事業主等が外国人の方であれば、退去強制事由にも該当します。

※ 不法就労を行った外国人や不法滞在している外国人に対しては、日本から退去強制されるほか3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処せられます。

(2) 就労の資格を確認するに当たって

就労の資格については、以下により確認を行うことができます。

なお、確認に当たっては、確認の趣旨を十分説明のうえ、本人の同意のもと採用を決定した後に行ってください。

- ◎ 外国人の在留資格及び在留期間は、「在留カード」(もしくは外国人登録証明書、旅券(パスポート)面の上陸許可証印等)で確認ができます。

なお、平成24年7月9日からスタートした新しい在留管理制度の下では、中長期在留者については「在留期間更新」や「在留資格変更」の許可を受けた際に、旅券への許可証印の貼付は行われず、その都度、新たな「在留カード」が交付されます。

- ◎ 資格外活動の許可を得ているか否かについては、「在留カード」の裏面、資格外活動許可書により確認することができます(→P15を参照)。
- ◎ 就労が許可された在留資格の外国人の方は、本人の申請により「就労資格証明書」の交付を受けることができます(→P13を参照)。
- ◎ 在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付(もしくは旅券(パスポート)に添付)されています。その「指定書」により就労の可否を確認することができます。
- ◎ 外国人雇用状況届出制度については、P22~P26を参照してください。

Q5.

留学生をアルバイトとして雇用する場合、どのような点に注意すればよいですか。

「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方は、原則として就労できませんが、事前に地方入国管理局長から資格外活動の許可を受ければ、1週28時間以内（夏季休業、冬季休業及び春季休業などの学則等により定められている長期休業期間の間は1日8時間以内）で学業に支障を及ぼさない範囲でアルバイトをすることが可能です。

※ 教育機関の長期休業期間の間は1日につき8時間以内の就労が可能ですが、労働基準法第32条に定める労働時間を超えた就労を行うことはできません。

ただし、風俗営業等が営まれている事業所での就労はできません。

また、学校を休学中の者及び退学・除籍となった者については、留学生としての本来の活動を行っていないことから、資格外活動は認められません。

したがって、留学生をアルバイトとして雇用しようとする際には、資格外活動の許可を受けていることを確認することが必要であり、その許可を受けていない留学生を雇用した場合、風俗営業等が営まれている事業所で就労させた場合又は許可された時間を超えて就労させた場合には事業主に対して罰則が適用されることがあります。

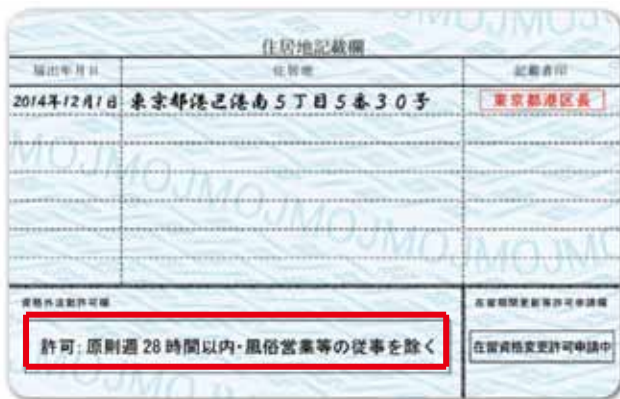
なお、この資格外活動の許可は、就労可能時間の内容を限度として勤務先や時間帯を特定することなく包括的に付与されるものです。

【資格外活動における留学生のアルバイト可能時間（許可の区分：包括許可）】

1週間のアルバイト時間	教育機関の長期休業中のアルバイト時間
1週間に付き28時間以内	1日につき8時間以内

【在留カード】

※裏面に記載されています。



【旅券（パスポート）】

※資格外活動許可の期限は、在留カードの期限と異なる場合がありますので、ご注意願います。（資格外活動許可の期限を超えてアルバイト等を行う事は出来ません。）

おって、改正入管法施行日（平成24年7月9日）以降、新規入国し、「留学」の在留資格で上陸許可を受けた方（「3月」の在留期間が決定された方を除く。）は、その際に資格外活動許可申請ができるようになりました。

Q6.

外国人労働者の職業相談・紹介を行っている窓口はありますか。

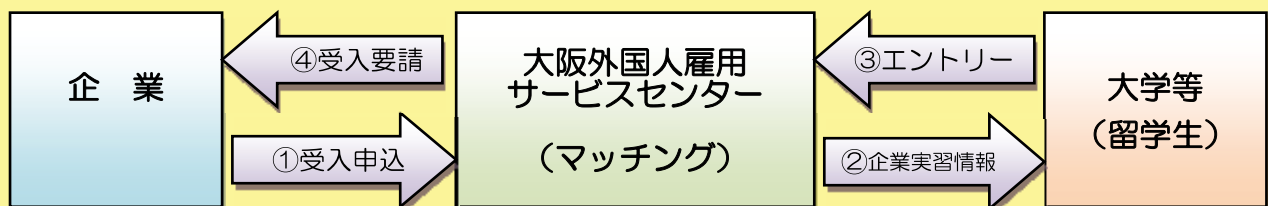
- (1) 留学生・日系人を含む外国人労働者に係る就労支援を専門に行う厚生労働省の機関として、「**大阪外国人雇用サービスセンター**」(→P 44を参照)があります。同センターは、入管法上日本での就労が認められており、国内で就労を希望する外国人の方々(留学生を含む)に対し、職業相談・職業紹介を行うとともに、パソコンによる求人情報の検索やインターネットを利用した様々な情報検索を行うことが可能な施設です。また、留学生ビジネス・インターンシップ事業など、留学生の卒業後の国内就職に向けた各種支援も行っています。さらに、外国人求職者の方のみならず、事業主の方からの従業員等の在留資格に関する相談に対応する外国人雇用管理(在留資格)アドバイザーや、外国人求職者の方への相談を円滑、かつ的確に行うための、英語、中国語、ポルトガル語及びスペイン語の通訳員を配置しています。

「大阪外国人雇用サービスセンター」への求人連絡は、管轄の公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)を通じて行うことができます。

- (2) ハローワークにおいても、外国人の方々に対し、その在留資格に応じた職業紹介を行っています。ハローワークには、外国語通訳員が配置されている所もあり(→P 44を参照)、ハローワークを通じて外国人の雇用管理や職業生活について専門のアドバイザーによる相談を受けることもできます。(→P 29を参照)

留学生ビジネス・インターンシップについて

- ◎ 大阪労働局(大阪外国人雇用サービスセンター)では、留学生と企業との相互理解を促進するため、インターンシップを実施し、卒業後日本での就職を希望する留学生に対し、本格就労に向けた実践準備の機会を提供するとともに、企業側にも高度な外国人人材の活用に対する理解の促進を図っています。
なお、インターンシップ期間中の傷害・損害保険は大阪労働局にて加入します。
- ◎ 留学生との相互理解の促進により、指導にあたる社員のマネージメント力の向上や国際的視野の獲得が期待できるとともに、雇用管理の改善策(質の高い新たな労働力の確保)が見えてくるなど企業の活性化・国際化を促すきっかけとなります。
- ◎ 大学等の夏期(7~9月)・春期(2~3月)の長期休暇期間中に実施し、標準として、事前研修1日(大阪外国人雇用サービスセンターにて実施)とインターンシップ(企業での実習)で構成する1~2週間のプログラムです。実施体制、実習内容に応じて実習期間を若干増減することも可能です。



★ 受入れのお申込み等、詳細については、大阪外国人雇用サービスセンター(→P 44を参照)にお問い合わせください。

Q7.

募集や面接時に注意することはありますか。

- (1) 求人募集を行うにあたっては、従事すべき業務内容、賃金、労働時間、就業場所、労働契約期間、労働・社会保険関係法令適用に関する事項などについて明示を行ってください。
労働者の国籍等を理由とした、賃金、労働時間その他の労働条件についての差別的取扱いをしてはなりません。

求人募集の際、外国人のみを対象とする、あるいは応募できないとすること、また国籍を指定することはできません。

応募者が自己の有するスキルに応じ適切に判断が行えるよう、募集にあたっては、スキル等を条件とするとともに、入管法上、日本での就労が認められており、国内で就労を希望する外国人の方々が、在留資格の範囲内で、その有する能力を有効に発揮できるよう、公正な採用選考に努めてください。

新規学卒者などを採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにしてください。

国内において就職を希望する留学生は、卒業後就労するにあたり、入管法上、在留資格の変更許可を受ける必要があることから、募集内容を適切に判断できるよう学部、専攻学科、語学力や必要な資格などについて、特に詳細に記載しておくことが効果的です。

- (例) ① 海外取引相手国の文化、事情に精通している人材が欲しい場合
× (不適切) …△△人に限る、日本人は応募不可 など
○ (適切) …△△国の会計法に精通している又は貿易事務経験5年以上 など
- ② 商談等のために相手国企業との通訳として人材が欲しい場合
× (不適切) …△△人に限る など
○ (適切) …△△語ネイティブレベル、日本語能力検定1級(N1)、TOEIC800点以上 など

- (2) 面接時に「国籍」を質問するなどの行為は行わないようにしてください。
これは、本籍地、宗教、家族の収入などを確認するのと同様に、公正な採用選考や人権上の配慮からも不必要な情報収集です。

- (3) 面接時に「在留カード」(※※)等の提示を求めることは適当ではありません。
P22の「外国人雇用状況届出書」の提出のため、「在留カード」の確認が必要となりますが、面接時ではなく採用を決定してから確認することとしてください。
面接時の在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、提示を求めるようにしてください。

なお、採用決定後において提示を求める場合には、「外国人雇用状況届出制度」などの趣旨を十分に説明のうえ確認することとしてください。

※ 特別永住者については、「外国人雇用状況届出」の提出は不要であり、採用決定後においても「国籍」の確認や「特別永住者証明書(もしくは外国人登録証明書)」の提示を求めないようにしてください。

※※ 改正入管法施行日(平成24年7月9日)以降、一定期間、「外国人登録証明書」は「在留カード」とみなされています。

Q8.

人材紹介会社や人材派遣会社を利用するとき、外国人労働者についての注意点はありますか。

人材紹介会社や人材派遣会社を利用する場合には、次の(1)あるいは(2)の厚生労働大臣の許可もしくは届出を行っている事業主であるかどうかを確認する必要があります。

厚生労働省では、「人材サービス総合サイト (<https://www.jinzai-sougou.go.jp>)」を運営しています。このサイトから労働者派遣事業、職業紹介事業の許可・届出事業所一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度や最新情報を閲覧することができます。

(1) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業とは、職業紹介に関し手数料又は報酬を受けて行う職業紹介事業をいいます。

なお、外国人であることを理由に応募対象から外すことや、外国人を希望するといった求人を出すことはできません。

例えば、仕事に英語が必要不可欠の場合、英語能力を条件に付すなど、必要な資格・能力を示しておくことが重要です。(→P17を参照)

◎ 有料職業紹介事業を行うことができない職業

- ・ 港湾運送業務に就く職業
- ・ 建設業務に就く職業

(2) 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。

なお、派遣先は事前に派遣労働者を特定する行為はできず、派遣元はそれに協力できないことから、外国人であることを理由に拒むことや、外国人を希望することはできません。

◎ 労働者派遣事業を行うことができない業務

- ・ 港湾運送業務
- ・ 建設業務
- ・ 警備業務
- ・ 病院などにおける医療関係の業務（一部を除きます。）

【留意事項】

請負契約（請け負う者が、ある仕事を完成させることを約束し、発注する者が、仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束することにより成立する契約）である場合、請負労働者に発注者が指揮命令をすればいわゆる偽装請負であり、労働者派遣法違反となりますので注意が必要です。

★ 職業紹介事業及び労働者派遣事業に関することは、大阪労働局需給調整事業部（06-4790-6303）にお問い合わせください。

Q9.

外国人留学生を卒業後、採用することができますか。

- (1) 企業が卒業後の留学生を雇用しようとする場合は、入管法上、就労可能な在留資格への在留資格変更許可申請を行い、許可を受ける必要があります。
在留資格変更許可申請に当たっては、基準省令への適合のほか、留学生が専攻した専門課程と関連する業務に従事するのか、企業の雇用目的、従事させようとする職務内容、給与、安定した雇用を確保しうる経営状況なども審査の対象となります。

4月に入社が内定している場合、卒業見込みの段階で、変更許可申請を行うことが可能ですので、十分な時間的余裕をもって申請する必要があります。

なお、在留資格変更許可申請中の就労は認められていません。

申請手続には、主に次の書類が必要です。

- ①在留資格変更許可申請書
- ②旅券及び在留カード
- ③申請人の活動内容（雇用契約書等）、学歴等を証明する書類（卒業証明書等）
- ④企業の事業内容を証明する書類（給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書等）

※ ③及び④については個々の申請人、企業により必要書類が異なりますので、詳細は「法務省入国管理局」のホームページで確認いただき、ご不明な点は「外国人在留総合インフォメーションセンター」（ともにP43を参照）へお問い合わせください。

- (2) 大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して卒業した留学生が、同教育機関を卒業後も卒業前から引き続き行っている就職活動を継続することを目的として本邦への在留を希望する者で、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更が許可され、さらに1回の在留期間更新が認められることにより最長1年間の滞在が可能となります。その間、個別の申請に基づき週28時間以内の資格外活動許可が受けられます。

★ 在留資格変更手続きの詳細については、外国人在留総合インフォメーションセンター（P43を参照）へお問い合わせください。

～求人のお申込みについて～

「大阪外国人雇用サービスセンター」（P16及びP44を参照）には、卒業後、日本での就職を希望している留学生が多数登録しています。また、留学生・外国人の方の採用に向けたコンサルティングも行っています。在留資格と密接に関わる仕事内容、使用言語のレベルなど雇用したい人材に求める条件等をお聞きしながら、留学生・外国人の方が応募しやすい求人を作成方法をアドバイスしていますので、ご相談ください。

なお、「求人申込書【大卒等】」については、貴社の所在地を管轄するハローワークに提出願います。ご提出いただきました求人は、外国人雇用サービスセンター（大阪・東京・名古屋）を中心に全国のハローワークで公開され、応募希望者をご紹介します。

（ご希望によりインターネットでの公開も可能です。）

★ 求人のお申込みについては、貴社の所在地を管轄するハローワーク（P45を参照）へお問い合わせください。

Q10. 外国人労働者を雇用する場合、労働関係法令や社会保険は適用されるのですか。

(1) 労働関係法令について

日本国内で就労する限り、国籍を問わず、また、入管法上合法不法を問わず、原則として労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等）の適用を受け、特に労働基準法第3条にあっては労働条件面での国籍による差別を禁止しています。

また、職業安定法では、職業紹介、職業指導等に際して国籍を理由とする差別的な取扱いを受けないことが規定されており（第3条）、我が国で就労可能な外国人についても、日本人と同様に職業紹介等を行うこととされています。しかし、入管法上不法就労に当たるような職業紹介はできません。

雇用保険においては、外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍の如何を問わず被保険者となります。

- ・ 留学生については昼間学生（学業が本分）となることから、日本人学生と同様、原則として雇用保険の被保険者にはなりません。但し、卒業見込みがあり、卒業後も引き続き当該事業所で雇用されることが決定している者は、在留資格の変更手続き中であっても雇用保険被保険者となり得ますので、詳細については事業所の所在地を管轄するハローワークにお問い合わせください。
- ・ 技能実習制度については、雇用契約に基づかない講習の期間を除き、1年目の当初から被保険者となります。
（→技能実習制度についてはP32～P34を参照）
- ・ 「特定活動」のうちワーキングホリデー査証を受けて来日する外国人については被保険者となりません。
（→ワーキングホリデーについてはP35を参照）

なお、外国人労働者は、日本語が堪能であるとは限らないこと、我が国の雇用慣行・労働法規等について必ずしも十分に理解していないことから、採用にあたっては現地国語による労働契約書や雇入通知書を作成する、就業規則を現地国語に翻訳して渡すなどの配慮が必要です。

※ 外国人労働者は、以上のような労働関係法令等によって日本人労働者と同様の権利が保障されており、低賃金労働力として外国人を雇用するという考え方は、こうした法令の趣旨に反するばかりでなく、外国人の人権尊重の観点からも極めて問題であるといえます。

(2) 社会保険について

健康保険・厚生年金保険では、事業所単位で適用事業所となり、その事業所に常時使用される70歳未満の方は、国籍にかかわらず、すべて被保険者になります。したがって、労働者の意思や事業主の考えでこの両保険の加入をやめたりすることはできません。

パートタイマー・アルバイト等でも事業所と常用的使用関係にある場合は、被保険者となります。1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員の4分の3以上である方は被保険者とされます。

なお、一般社員の所定労働時間および所定労働日数が4分の3未満であっても、以下の5要件をすべて満たす方は、被保険者になります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が88,000円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上の事業所（特定適用事業所）に勤めている事

また、平成29年4月1日から、500人以下の事業所において労使で合意がなされれば、上記の①～④の要件を全て満たす方は被保険者になることができるようになります。

健康保険、厚生年金保険の被保険者とならない外国人の方は、国民健康保険、国民年金の対象となりますので、これらに加入し保険料を納付する等の手続きが必要となります。ただし、短期在留の方は、国民健康保険は適用されません。

※ 日本で年金制度（厚生年金保険、国民年金）に加入している外国人の方は、日本を出国後、請求手続きをすることで「**脱退一時金**」を受けることができます。（以下参照）

脱退一時金の活用にあたって

次に掲げる条件にすべて該当する方が請求することができます。

- ① 日本国籍を有さず、日本に住所を有していない方
- ② 厚生年金保険、国民年金又は共済組合の被保険者資格を喪失している方
- ③ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、または厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある方、かつ老齢年金等を受けられる期間を満たさず、障害年金等を受ける権利を有したことの無い方
- ④ 日本を出国後2年以内の方

(注) 日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある方については、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなるので注意が必要です。

脱退一時金の請求書は日本を出国する前に年金事務所で受け取ってください。

※ 日本年金機構ホームページ「申請様式一覧」のコーナーからも取得可能です。
9カ国語（英語、中国語、ハングル語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語）での案内があります。

日本を出国後、請求書に必要な事項を記入の上、

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
 - 旅券（パスポート）の写し（最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）
 - 振込銀行名、支店名、支店の所在地、口座番号及び口座名義（本人名義）が確認できるもの
- を添付し

下記の住所に送付してください。

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
「日本年金機構」
TEL：03-6700-1165

★ 社会保険に関するご相談は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

Q11. 外国人雇用状況届出制度とは、どのような制度ですか

「外国人雇用状況届出制度」とは、外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の「氏名」、「在留資格」、「在留期間」等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けているものです。（雇用対策法第28条）

その届出に基づき、雇用環境の改善に向けての事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行うこととしています。

(1) 確認にあたってのお願い

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の第5の四に示されているとおり特別な調査を伴うものではなく、通常の注意力をもって当該者が外国人であると判断できない場合まで確認を求めるものではありません。

特に、特別永住者（在日韓国・朝鮮人等）の方は、日本語能力や履歴書での学歴・職歴及び運転免許の取得年月日等によって、その人がどの程度の期間、日本で生活してきたかにより推し量ることもできます。

なお、確認にあたっては、人権やプライバシーの保護に十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

特別永住者とは

大阪府には、現在約21万人の外国籍の方々が在住していますが、そのうち約9万人（約43%）が特別永住者の方々です。

これらの方の多くは、終戦前からわが国に居住することとなり、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱し、終戦後も引き続き居住している朝鮮半島出身者及びその子孫（「在日韓国・朝鮮人等」という。）の方々に、今日まで私たちと生活を共にし、わが国の発展に寄与されてきました。

この在日韓国・朝鮮人等の方々には、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の他、特別の法的地位が与えられている特別永住者となるため、就職など在留活動に制限がありません。

※ 特別永住者の方については、平成24年7月9日から導入された新しい在留管理制度の対象となりませんが、外国人登録法が廃止されたこと及びこれまでの外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであったこと等から、現在はこれと同様の証明書として、「特別永住者証明書」が交付されています。

なお、特別永住者（在日韓国・朝鮮人等）の方々は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされており確認・届出の必要はありません。

(2) 届出先ハローワーク

「外国人雇用状況届出」は外国人労働者が雇用されているそれぞれの事業所を管轄しているハローワークに届出が必要となります。

ただし、雇用保険の事業所非該当施設に雇用されている場合は、下記の通り、雇用保険被保険者であるか否かで届け出るハローワークが異なります。

- ① 雇用保険被保険者・・・雇用保険適用事業所を管轄するハローワーク
「雇用保険被保険者資格取得届または喪失届（裏面）により届出」
- ② 雇用保険被保険者以外・・・当該事業所非該当施設を管轄するハローワーク
「様式第3号により届出」

★ 詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

(3) 確認の方法について（届出事項・届出期限）

確認にあたっては、当該外国人労働者に対し「外国人雇用状況届出制度」の趣旨を十分説明いただき、「在留カード」（もしくは旅券（パスポート））にて確認してください。

- 在留資格「留学」「家族滞在」の方を雇い入れる場合は、上記確認に併せて「資格外活動許可証」（在留カードの裏面）の確認を行ってください。（P15を参照）
- 在留資格「特定活動」の方を雇い入れる場合は、上記確認に併せて「指定書」で内容の確認を行ってください。（P35を参照）
例：特定活動（ワーキングホリデー） など

① 雇用保険の被保険者である外国人の場合

雇用保険被保険者資格取得届又は喪失届（裏面）に、**被保険者氏名、国籍・地域、在留資格、在留期間、資格外活動許可を伴う方を雇用する場合はその許可の有無、派遣・請負労働者として当該事業所以外で就労するかどうか**を記載して届け出てください。

なお、外国人雇用状況届出の氏名については、在留カードの氏名欄にあるアルファベット表記の確認をお願いします。

届出期限：取得届又は喪失届の提出期限と同様

- ※ 様式第3号によりすでに届出が済んでいる場合は、備考欄に「様式第3号によって届出済」と記載してください。
- ※ 電子申請によりすでに届出が済んでいる場合は、備考欄に「電子届出によって届出済」と記載してください。

取得届（雇入れ時）

様式第3号 雇用保険被保険者資格取得届

1. 個人番号
2. 被保険者番号
3. 取得区分
4. 被保険者氏名
5. 喪失後の氏名
6. 性別
7. 生年月日
8. 事業所番号
9. 被保険者となったことの原因
10. 賃金
11. 資格取得年月日
12. 雇用形態
13. 職種
14. 就職経路
15. 週間の所定労働時間
16. 契約期間の定め
17. 被保険者氏名 (ローマ字)
18. 国籍・地域
19. 在留資格
20. 在留期間
21. 資格外活動許可の有無
22. 派遣・請負
23. 取得時被保険者種別
24. 番号複数取得チェック
25. 国籍・地域コード
26. 在留資格コード

喪失届（離職時）

様式第4号 (第1面) 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

1. 被保険者番号
2. 喪失事由
3. 資格喪失年月日
4. 届出年月日
5. 喪失理由
6. 届出年月日
7. 1. 喪失理由
8. 喪失理由等の変更
9. 被保険者氏名
10. 国籍・地域
11. 在留資格
12. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
13. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
14. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
15. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
16. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
17. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
18. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
19. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
20. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
21. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
22. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
23. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
24. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
25. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
26. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
27. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
28. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
29. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
30. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
31. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
32. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
33. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
34. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
35. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
36. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
37. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
38. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
39. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
40. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
41. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
42. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
43. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
44. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
45. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
46. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
47. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
48. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
49. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
50. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))

《裏面》 喪失届は裏面に記載欄があります。

様式第4号 (第2面) 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

14欄から18欄は、被保険者が外国人の場合のみ記入してください。

1. 被保険者番号
2. 喪失事由
3. 資格喪失年月日
4. 届出年月日
5. 喪失理由
6. 届出年月日
7. 1. 喪失理由
8. 喪失理由等の変更
9. 被保険者氏名
10. 国籍・地域
11. 在留資格
12. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
13. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
14. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
15. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
16. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
17. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
18. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
19. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
20. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
21. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
22. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
23. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
24. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
25. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
26. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
27. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
28. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
29. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
30. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
31. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
32. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
33. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
34. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
35. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
36. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
37. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
38. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
39. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
40. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
41. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
42. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
43. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
44. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
45. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
46. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
47. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
48. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
49. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))
50. 被保険者氏名 (読み (ローマ字))

② 雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

届出様式（厚生労働省・労働局ホームページからダウンロードすることも可能です。）に**氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域、資格外活動許可を伴う方を雇用する場合はその許可の有無**を記載して届け出てください。

なお、外国人雇用状況届出の氏名については、在留カードの氏名欄にあるアルファベット表記の確認をお願いします。

届出期限：雇入れ、離職の場合ともに翌月月末まで

（例：10月1日の雇入れ → 11月30日まで）

(日本工業規格A列4)

様式第3号(第10条関係)(表面)

**雇 入 れ
離 職**に係る 外国人雇用状況届出書

平成19年10月1日時点で
現に雇い入れている者

フリガナ(カタカナ)		姓		名		ミドルネーム	
①①の者の氏名 (ローマ字又は漢字)				③①の者の在留期間 (期限) (西暦)		年 月 日 まで	
④①の者の生年月日 (西暦)		年 月 日		⑤①の者の性別		1 男 ・ 2 女	
⑥①の者の国籍・地域				⑦①の者の資格外 活動許可の有無		1 有 ・ 2 無	

雇入れ年月日 (西暦) 年 月 日 離職年月日 (西暦) 年 月 日

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

雇用対策法施行規則第10条第3項・整備省令附則第2条の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

事業主	雇入れ又は離職に係る事業所 (名称) (所在地) 主たる事務所 (名称) (所在地)	雇用保険適用事業所番号 □□□□-□□□□□□□□□□ (①の事業所として登記簿等の 事業所に記載する番号)	
	事業所の名称、所在地、電話番号等	TEL	TEL
	氏名		㊟

公共職業安定所長 殿

- 独立行政法人、国立大学法人、公社等についても届出が必要となります。
- 国、地方公共団体については、①、②に準じた通知が必要となります。
- **届出は、ハローワーク窓口への届出のほか、郵送や電子申請により届け出ることも可能です。**

ハローワークインターネットサービスから「外国人雇用状況届出」をクリックいただくか、インターネットより「外国人雇用状況届出システム」で検索してください。

★ ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/index2.html>

★ 外国人雇用状況届出システム

<https://gaikokujin.hellowork.go.jp/report/700010.do?screenId=700010&action=initDisp>

様式第 3 号 (第 10 条関係) (表面)

雇 入 れ
離 職 に係る 外国人雇用状況届出書
平成19年10月1日時点で
現に雇い入れている者

フリガナ (カタカナ)			
①外国人の氏名 (ローマ字又は漢字)	姓	名	ミドルネーム
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間 (期限) (西暦)	年 月 日 まで
④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外 活動許可の有無	1 有 ・ 2 無

雇入れ年月日 (西暦)	年 月 日	離職年月日 (西暦)	年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

雇用対策法施行規則第10条第3項・整備省令附則第2条 の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

事業主	事業所の名称、所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所 (名称) (所在地) 主たる事務所 (名称) (所在地)	雇用保険適用事業所番号 □□□□-□□□□□□-□ TEL TEL	①の者が主として左記以外の事業所で就労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名			(印)

公共職業安定所長 殿

様式第3号（裏面）

注意

1 雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「離職」の文字及び「平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者」の文字並びに表面下部の「整備省令附則第2条」の文字を抹消すること。
- (2) ①欄には、外国人の氏名を、姓、名、ミドルネームの順にローマ字又は漢字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること。（ミドルネームがない場合は姓名のみ記載）
- (3) ②～④、⑥欄には、該当事項を記載すること。
- (4) ⑤欄には、①の者の性別について、該当するものの番号を○で囲むこと。
- (5) ⑦欄には、①の者が資格外活動の許可（出入国管理及び難民認定法第19条第2項の許可）を受けなければならない者（「留学」の在留資格の者等）である場合に、当該許可の有無について、該当するものの番号を○で囲むこと。
- (6) 表面中部に雇入れ年月日を記載すること。

2 離職に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「雇入れ」の文字及び「平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者」の文字並びに表面下部の「整備省令附則第2条」の文字を抹消すること。
- (2) ①～⑥欄について、1と同様とすること。
- (3) ⑦欄は記載不要であること。
- (4) 表面中部に離職年月日を記載すること。

3 雇入れ及び離職の双方に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者」の文字及び表面下部の「整備省令附則第2条」の文字を抹消すること。
- (2) ①～⑦欄について、1と同様とすること。
- (3) 表面中部に雇入れ年月日及び離職年月日を記載すること。
- (4) その他1及び2に従うこと。

4 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意

- (1) 表面標題中「雇入れ」の文字及び「離職」の文字並びに表面下部の「雇用対策法施行規則第10条第3項」の文字を抹消すること。
- (2) ①～⑥欄について、1と同様とすること。
- (3) ⑦欄は記載不要であること。
- (4) 表面中部の雇入れ年月日及び離職年月日は記載不要であること。
- (5) 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者が、離職した場合には、2に従い記載すること。

5 同一の者について、複数回にわたり雇入れ又は離職が生じた場合は、表面中部にそれぞれの雇入れ年月日又は離職年月日を記載すること。

6 この様式は、届出の対象となる外国人1人につき1枚を使用すること。

7 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑦欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は旅券又は在留資格証明書、⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。

ただし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第二項各号に定める期間については、外国人登録証明書により確認し、記載することもできること。

8 事業所の名称、所在地、電話番号等欄には、雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地、電話番号、雇用保険適用事業所番号並びに事業主が法人の場合は、法人の名称及びその主たる事務所の所在地、電話番号を記載すること。また、①の者が派遣労働者又は請負労働者として主として他の事業所で就労する場合は口にチェックすること。

9 事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

10 雇入れに係る届出にあっては、雇い入れた日の翌月の末日までに、離職に係る届出にあっては、離職した日の翌月の末日までに届け出ること。なお、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合の届出期限と異なるので注意すること。また、平成19年10月1日時点で現に雇い入れている者に係る届出にあっては、平成20年10月1日までに届け出ること。

11 本届出は電子申請による手続も可能であること。

12 表面下部の「整備省令」とは、「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成19年厚生労働省令第102号）」を表す。

Q12. 外国人労働者に対する税金はどうなりますか。

外国人労働者に給与等を支払う場合には、所得税（復興特別所得税を含む）の源泉徴収及び住民税の特別徴収が必要となり、その方の居住者・非居住者の区分（下表参照）により、課税所得の範囲や課税方法が異なります。

（１）居住者・非居住者の区分

- ① 居住者…国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上住所を有する方
 （居住者と推定される方を含む（契約等により滞在期間が1年未満である場合を除く））
 非永住者以外の居住者 … 居住者のうち、非永住者以外の方
 非永住者 … 居住者のうち、日本国籍がなく、過去10年以内に国内に住所
 または住所を有する期間の合計が5年以下である方
- ② 非居住者…居住者以外の方

（２）居住者・非居住者の区分による課税所得の範囲

居住区分		課税所得の範囲
		所得税・住民税
居住者	非永住者以外の居住者	国内外で生じた所得
	非永住者	① 国内で生じた所得（国内源泉所得） ② ①以外の所得のうち国内支払のもの又は国外から送金されたもの
非居住者		国内で生じた所得（国内源泉所得）

① 所得税

居住区分	課税（徴収）方法
居住者	給与等を支払う都度、「給与所得の源泉徴収税額表」により、税額を算出して源泉徴収し、年末に年間税額を精算（年末調整）します。 （源泉徴収方式）
非居住者	給与等を支払う都度、原則20.42%の税率により源泉徴収して完結します。（源泉分離課税方式）

※ 非居住者に該当する人が、日本国内で源泉徴収された所得税について、本国において外国税額控除を受けるために納税証明書が必要な場合は、源泉徴収義務者（給与等の支払者）を通じて所轄税務署からその証明書の交付を受けることができます。

② 住民税

納税義務のある方…1月1日現在、国内にお住まいの方

居住区分	課税（徴収）方法
居住者 ・ 非居住者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主（給与等の支払者）は、従業員等が1月1日現在においてお住まいの市区町村へ、1月31日までに、前年中（1月1日～12月31日）に支払った給与等を記載した給与支払報告書を提出します。 ・5月末までに市区町村から通知される税額を、事業主（給与等の支払者）は、6月から翌年5月の12回に分けて、毎月の給与等から差し引いて、翌月の10日までに各市区町村へ納入します。 （住民税は前年中の給与等に対して課税されるため精算は不要）

Q13. 外国人の身元保証人になった場合、その責任はどこまで負うのでしょうか。

(1) 在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「永住者」に関する諸申請に当たっては、身元保証人の身元保証書の提出が求められます。身元保証で求められる内容は次の3点です。

- ① 当該外国人が日本での滞在費を支払うことができないときは、金銭的な援助・負担をすること。
- ② 当該外国人が日本からの帰国旅費を支払うことができないときは、金銭的な援助・負担をすること。
- ③ 日本国の法令を遵守させること。

※ これらの内容は、入管法上、当該外国人の方への責任として保証するものであり、民事上の債務保証等や他の法律上の責任を負うものではありません。

(2) 身元保証に係る必要書類

- ① 在留資格認定証明書交付申請・在留期間更新及び在留資格変更申請時
 - 身元保証書
- ② 永住許可申請時
 - 身元保証書
 - 職業を証明する資料（適宜）
 - 直近（過去1年分）所得証明書（適宜）
 - 住民票

身 元 保 証 書

.....年.....月.....日

法 務 大 臣 殿

国 籍
氏 名

上記の者の本邦在留に関し、下記の事項について保証いたします。

記

1 滞 在 費
2 帰 国 旅 費
3 法 令 の 遵 守
上記のとおり相違ありません。

身元保証人
氏 名 印
住 所 職
職業（勤務先） 職
国籍（在留資格、期間）
被保証人との関係

★ 詳しくは法務省大阪入国管理局にお問い合わせください。

Q14. 外国人労働者の雇用管理や職業生活等について アドバイスを受けることはできますか。

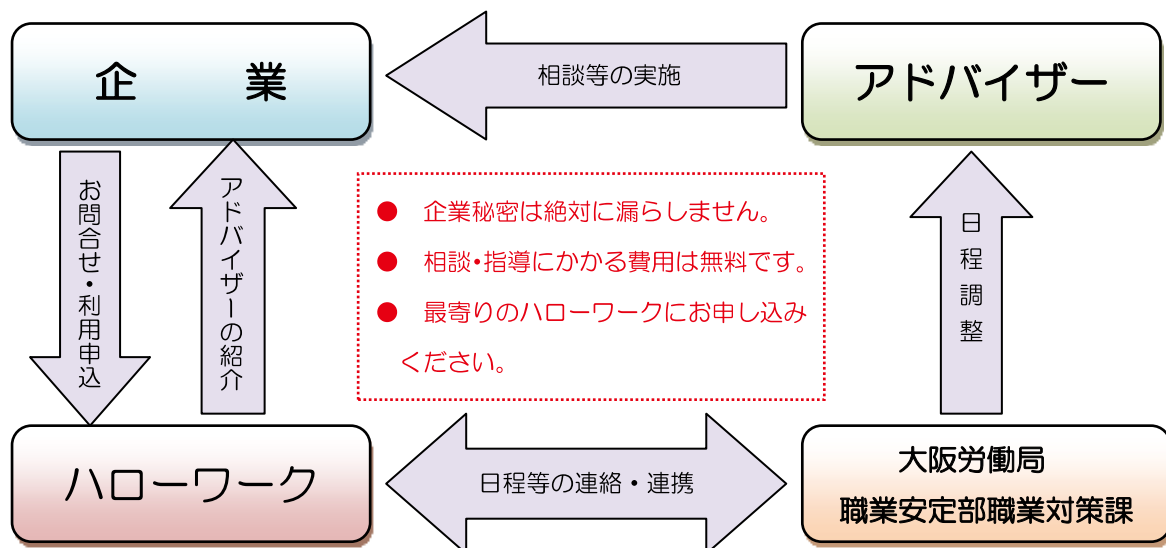
- (1) 外国人労働者の雇用管理の改善や、職業生活上における諸問題についてアドバイスをを行う外国人雇用管理アドバイザー制度が設けられています。
外国人雇用管理アドバイザー制度とは、外国人労働者を雇用している企業、雇用予定のある企業の方々に、労働契約、賃金等の雇用管理の改善についての相談や生活習慣等の職業生活上の相談等を通して、諸問題の解決を図っていただくため、専門的・技術的知識や海外生活経験を有する方をアドバイザーとして委嘱し、企業の雇用管理の実態に十分配慮した専門的な指導・援助を行う制度のことであります。

《主な相談事例》

- 日本語の不慣れな外国人労働者への安全衛生教育はどうしたらよいか・・・
- 保険の加入を拒む外国人労働者に対し、どう説明すれば理解してもらえるのか・・・
- 外国人労働者雇用労務責任者として、当社ではどんなことに注意すればよいか・・・
- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればよいか・・・
- その他、労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点など

外国人雇用管理アドバイザーが企業へ訪問し、ご相談します。

- (2) 外国人雇用管理アドバイザーの利用方法
アドバイザーの相談をご希望の場合は、最寄りのハローワーク（P45参照）を通じ、お申し込みください。 《**利用は無料です**》



◎ 上記の外国人雇用管理アドバイザー制度のほか、各ハローワークでは、日常的に「外国人雇用状況届出」(→P22～26を参照)に基づき、雇用環境の改善に向けた事業主の方への訪問による助言・指導を実施しています。
ハローワーク担当者が訪問させていただく際には、ご協力をお願いします。

Q15.

高度人材ポイント制とは、どのような制度ですか。

(1) 高度人材ポイント制とは、高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度です。

高度人材の在留資格は「特定活動」の一類型でしたが、これに代わり平成27年4月1日より新たな在留資格「高度専門職」が創設されました。

高度人材の活動内容が「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」及び「高度経営・管理活動」の3つに分類され、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に高度人材と認定され、最初に在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」が付与されます。

現に就労の資格に基づいて在留している方についても、高度人材としての在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」への変更申請を行い、就労内容が高度人材としての活動に該当するかどうか、ポイント計算の結果が合格点に達するかどうか、これまでの在留状況に問題がないか等所定の要件の審査を経て、在留資格変更許可を受けることが可能です。

また、「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」の在留資格をもって一定期間（※）在留した方に在留資格「高度専門職第2号」が付与され、「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」よりも優遇措置が拡充されます。

（※本邦に在留しながら高度専門職1号（イ・ロ・ハ）に掲げる活動を行った期間が3年以上）

(2) ポイント制における3つの分類（在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」）

- イ 高度学術研究活動・・・基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者
- ロ 高度専門・技術活動・・・専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者
- ハ 高度経営・管理活動・・・我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

(3) 高度人材として入国するための手続

高度人材として入国しようとする場合、まず、就労資格に関する「在留資格認定証明書」の申請をすることが必要となります。

在留資格認定証明書の申請の際、高度人材としての入国を希望する人は、公開されているポイント表に基づき自己採点したポイント計算が合格点以上であることを確認の上、「ポイント計算書」に疎明資料を添えて提出します。

審査の結果、就労資格による入国が可能であり、かつポイントが合格点以上であると確認された場合は、ポイントの合計点や高度人材としての活動類型が付記された在留資格認定証明書が交付されます。

交付された在留資格認定証明書を添えて在外公館に査証申請し、査証の発給を受けた上で来日し上陸許可申請をすることとなります。

(4) 高度人材に対する優遇措置

「高度専門職第1号 (イ・ロ・ハ)」

① 複合的な在留資格の許容	従来の就労可能な在留資格にそのまま当てはめるのではなく、高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことが許容されます。 (例) 学術研究活動…本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動。
②在留期間「5年」の決定	在留期間「5年」が一律に決定されます。
③永住許可要件の緩和	永住許可を受けるためには、原則として我が国において10年以上の在留歴を必要とする取扱いをしているところ、高度人材については、高度人材としての活動を引き続き概ね5年間行っている場合に、永住許可の対象となり得ます。
④入国・在留手続きの優先処理	高度人材に関する入国手続きについては申請受理から10日以内、在留手続きについては申請受理から5日以内に処理するよう努めます。(必要書類の不足、申請内容に疑義がある場合、関係行政機関の意見聴取を要する場合等を除きます。)
⑤高度人材の配偶者の就労	高度人材の配偶者の方が、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格(=「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等)に該当する活動を行おうとする場合は、高度人材の配偶者としての在留資格で行うことができ、かつ、学歴・職歴の要件を満たす必要がありません。ただし、高度人材本人と同居し、かつ、日本人と同等額以上の報酬を受けることを要件とし、就労先を特定する必要があります。
⑥高度人材の親の帯同の許容	高度人材又はその配偶者の7歳未満の子(養子を含む)を養育し、又は配偶者若しくは高度人材本人が妊娠中でその介助をする場合には、以下の条件を満たす高度人材又はその配偶者の親(養親を含む)の帯同及び呼寄せが認められています。 ① 高度人材の世帯年収が800万円以上であること。 ② 高度人材と同居すること。 ③ 高度人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること。 ※ 高度人材等の子の養育目的で在留している高度人材等の親は永住許可の対象とはなりません。
⑦家事使用人の帯同の許容	高度人材については、本国で雇用していた家事使用人を帯同することや、13歳未満の子がいる等の事情を理由に外国人家事使用人を雇用することが認められています。 ただし、高度人材の世帯年収が1000万円以上であること、月額20万円以上の報酬を支払う予定としていること、本国で雇用していた家事使用人を帯同する場合は本邦入国前に1年以上継続して当該高度人材に雇用されていた者であること等、一定の条件を満たすことが必要となります。

「高度専門職第2号」

その上、上記の③から⑦の優遇措置に加えて、在留期間が「無制限」、在留活動の制限が大幅に緩和(高度専門職と認められた活動と併せて行う、在留資格「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「興行」及び「技能」の就労活動を認める。)されています。

★ 高度人材ポイント制に関する詳細は、法務省入国管理局をご覧ください。

ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/>)

Q16.

技能実習制度とは、どのような制度ですか。

「技能実習制度」とは、諸外国の青壮年労働者を一定期間受け入れて、我が国の進んだ産業上の技術、技能又は知識等を、実践的かつ実務的に修得・習熟させる機会を提供することで、諸外国等への技術・技能の移転と経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。

- ◎ 技能実習生が日本の国内に在留する資格には、「技能実習 1 号」・「技能実習 2 号」の在留資格があり、1 号の初期講習終了後から労働関係法令の適用があります。
 - ◎ 「技能実習制度」では、在留資格技能実習 1 号から技能実習 2 号へ移行することが可能な 7 4 種類の技能実習 2 号移行対象職種があり、「技能実習 1 号期間＋技能実習 2 号期間」併せて 3 年以内の滞在となります。
(→P 34 を参照)
 - ◎ 技能実習生の受け入れについては、企業単独型（海外にある合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動）及び団体監理型（商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で行う活動）があります。
(→P 33 を参照)
 - ◎ 「JITCO」では、技能実習制度の円滑かつ適正な推進のための各種支援事業を行っています。
- ※ 「技能実習制度」につきましては、平成 29 年度中に制度改正が行われ、**内容が変更となる**予定です。

★ 技能実習支援事業についてのご相談は

公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO）大阪駐在事務所
〒530-0001
大阪市北区梅田 1-3-1 大阪駅前第 1 ビル 7 階
TEL 06-6344-9521
FAX 06-6344-9523

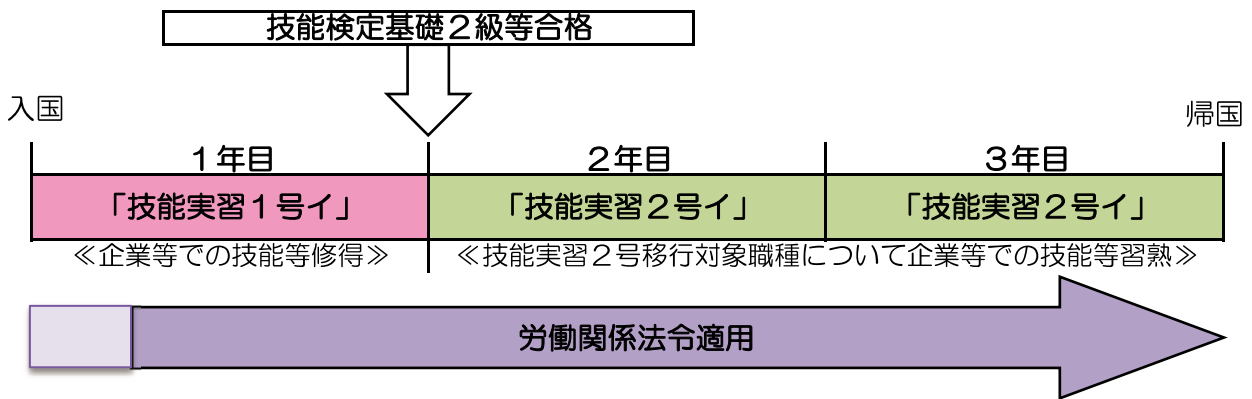
にお問い合わせください。

企業単独型と団体監理型の概要

【技能実習2号イまたはロに移行する場合】

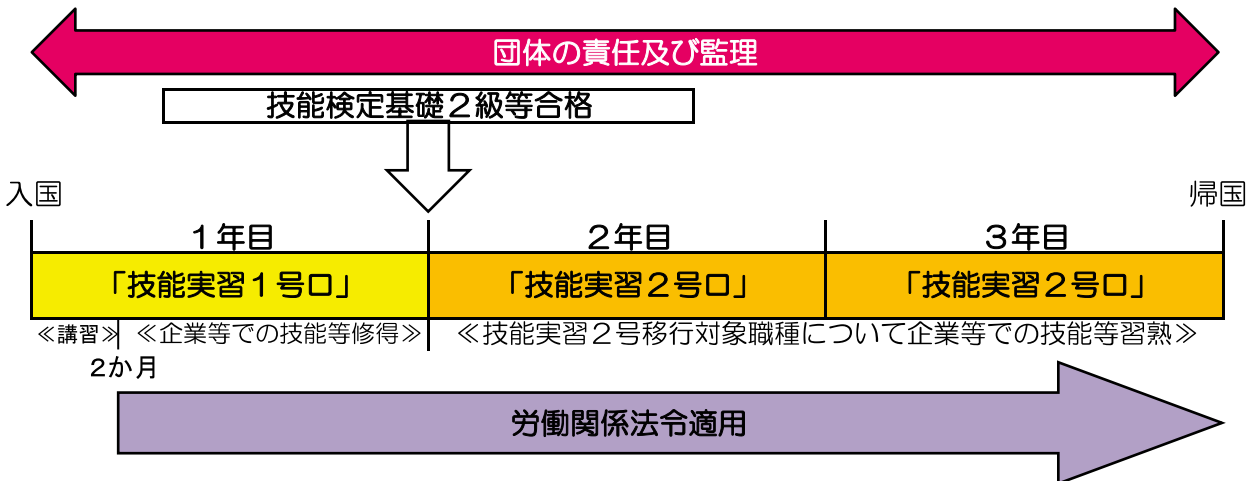
企業単独型

- 入国当初に雇用契約に基づかない講習を実施する場合を除いて、雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用



団体監理型

- 1年目の講習終了後から受入れ企業等との雇用契約に基づき技能実習生に労働関係法令が適用
- 技能実習に対する受入れ団体の責任及び監理が技能実習終了時まで継続



技能実習2号移行対象職種 74職種134作業

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	曳網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ホタテガイ・マガキ養殖作業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係(21職種32作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
カーテン工事作業	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締め固め作業

4 食品製造関係(9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
惣菜製造業	惣菜加工作業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合撚糸工程作業
織布運転	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係(15職種27作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他(12職種24作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
	紙器・段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
自動車整備	パッド印刷作業
	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業

Q17. ワーキング・ホリデーとは、どのような制度ですか。

- (1) 「ワーキング・ホリデー」制度とは、現在、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、イギリス、アイルランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェー、ポーランド、ポルトガルとの間に結ばれている制度で、制度実施国間の相互理解、友好関係を促進するため、青少年【18歳以上30歳以下の者（一部の国は25歳以下）】が相手国の文化及び一般的な生活様式を理解する機会を提供することを目的とし、主として休暇を過ごすために一定期間入国し、**休暇の付随的な活動として旅行資金を補うために就労することが容認されているものです。**
- ◎ 入管法上の在留資格は「特定活動」となり、在留期間は最長1年間（一部の国は1年6ヶ月）で、本来の目的に反しない範囲で就労が認められており、原則として制限はありません。
※ただし、風俗営業等が営まれている事業所においては就労できません。
- ◎ ワーキング・ホリデー制度で入国し、就労する方は雇用保険の被保険者となりません。
- (2) 在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「**指定書**」が交付（もしくは旅券に添付）されています。その「**指定書**」により就労できるか否かの確認を行うことが必要です。

日本国政府法務省

指 定 書

氏名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

日本国法務大臣

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番又はA列6番とする。

Q18. 外国人労働者を雇用する場合、どのような点を考慮すればよいのでしょうか。

雇用対策法第8条に、事業主は、外国人が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）などにより離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、当該外国人の在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うように努めなければならないとされており、これに基づき、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の方々に講じていただくべき事項について整理したものが**指針**として定められています。

事業主の方々におかれては、指針の趣旨に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善に向けて対応していただくようお願いいたします。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための**指針**のあらまし

外国人労働者の範囲

この指針にいう外国人とは、日本国籍を有しない者をいいますが、特別永住者及び在留資格が「外交」、「公用」の者は含まれません。

技能実習制度における技能実習生、アルバイトで就労している留学生及びワーキング・ホリデー制度に基づき我が国に在留している外国人などは、この指針にいう外国人労働者に含まれます。

● 技能実習制度

「技能実習制度」とは、諸外国の青壮年労働者を一定期間受け入れて、我が国の進んだ産業上の技術、技能又は知識等を、実践的かつ実務的に修得・習熟させる機会を提供することで、諸外国等への技術・技能の移転と経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です。（→P32～P34を参照）

● ワーキング・ホリデー制度

オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、イギリス、アイルランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェー、ポーランド、ポルトガルと我が国の間で設けられているもので、両国の青少年が相手国の文化及び一般的な生活様式を知る機会を拡大するため、一定期間観光を主目的として在留し、その間旅行費用の不足を補うために観光に付随して働くことができる制度です。（→P35を参照）

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 措置を講ずるに当たっての基本的な考え方

事業主は、外国人労働者について

- ・ 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守する。
- ・ 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、指針で定める事項について、適切な措置を講ずる。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が講ずべき必要な措置

1. 外国人労働者の募集及び採用の適正化

(1) 募集

募集に当たって、従事すべき業務内容、賃金、労働時間、就業場所、労働契約期間、労働・社会保険関係法令の適用に関する事項について、書面の交付又は電子メール（希望のあった場合に限る）により、明示すること。特に、外国人が国外に居住している場合は、事業主による渡航費用の負担、住居の確保等の募集条件の詳細について、あらかじめ明確にするよう努めてください。

- 国外からのあっせんを受ける場合には、国外にわたる職業紹介事業の許可を得ている者から受け入れるようにしてください。
- 国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意してください。

(2) 採用

採用するにあたっては、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはなりません。

在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公正な採用選考に努めてください。

新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにするとともに、留学生の採用により、企業の活性化・国際化を図るためには、留学生向けの募集・採用を行うことも効果的であることに留意してください。

- 我が国で就労を認められない外国人を就労させた事業主は、入管法違反により所定の罰則が適用されます。（不法就労助長罪）（→P 14を参照）

2. 適正な労働条件の確保

(1) 均等待遇

労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 労働条件の明示

外国人労働者との労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面を交付しなければなりません。

また、賃金について明示する際には、賃金の決定、支払の方法等はもとより、税金、労使協定に基づく一部控除等の取扱いについても外国人労働者が理解できるよう説明し、実際に支給する額が明らかとなるよう努めてください。

- 雇入れ後に労働条件をめぐるトラブルが発生することのないよう、主要な労働条件について理解してもらうことが重要です。

厚生労働省では外国人労働者向けモデル労働条件通知書を8ヵ国語（英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）で作成しており、厚生労働省のホームページからダウンロードができます。詳しくは大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(3) 適正な労働時間の管理

法定労働時間の遵守、週休日の確保をはじめ適正な労働時間管理を行わなければなりません。

(4) 労働基準法等関係法令の周知

労働基準法等関係法令の内容について周知を行わなければなりません。その際、分かりやすい説明書を用いる等、外国人労働者が理解しやすいように努めてください。

- 厚生労働省では労働基準法等関係法令を解説したパンフレットを8ヵ国語（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語）で作成しており、厚生労働省のホームページからダウンロードができます。詳しくは大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(5) 労働者名簿等の調製

労働者名簿、賃金台帳を調製しなければなりません。その際、家族の住所その他の緊急時における連絡先を把握しておくよう努めてください。

- 外国人労働者について、我が国における生活基盤が弱いことから、緊急時における連絡先についても把握しておくことが望めます。

(6) 金品の返還

外国人労働者の旅券等を事業主が保管してはなりません。
また、外国人労働者が退職する際、当該外国人労働者の請求があった場合においては、7日以内に賃金を支払い、積立金等名称の如何を問わず、当該外国人労働者の権利に属する金品を請求から7日以内に返還しなければなりません。また、外国人労働者が出国する場合には、出国前に返還するようにしてください。

- 旅券等については、これを事業主が保管してはなりません。

3. 安全衛生の確保

(1) 安全衛生教育の実施

外国人労働者に対し安全衛生教育を実施しなければなりません。また、実施するにあたっては、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行ってください。

特に、機械設備、安全装置又は保護具の使用方法等については、確実に理解されるよう留意してください。

- 労働災害を防止するためには、機械設備等の安全対策とともに、労働者に対する適切な安全衛生教育の実施が重要です。外国人労働者に対する安全衛生教育は、外国人労働者が理解できる言語の使用、写真、イラスト等を用いた説明等、労働者がその内容を理解できる方法により行ってください。
- 法令で定める作業には、資格が必要となりますので注意してください。
(例：フォークリフト（最大荷重1トン以上のもの）の運転、ガス溶接等)

(2) 労働災害防止のための日本語教育等の実施

外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めてください。

- 外国人労働者に対しては、労働災害防止のための基本的な指示、合図や緊急の指示を理解することができるように、「止まれ」「入るな」等の必要な日本語や共同作業を行う場合の基本的な合図等を習得させるよう努めてください。

(3) 労働災害防止に関する標識、掲示等

事業場内における労働者災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法（母国語等での表示等）により行うよう努めてください。

(4) 健康診断の実施等

労働安全衛生法等の定めるところにより、外国人労働者に対して健康診断を実施しなければなりません。その際、健康診断の目的・内容を外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めてください。

また、健康診断の結果に基づく事後措置を実施するときは、健康診断の結果及び事後措置の必要性・内容を外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めてください。

- 法令によって実施が義務づけられている健康診断には、労働者の一般的な健康状態を調べる定期健康診断と労働衛生上、特に有害な業務に従事する労働者に対して行われる特別の健康項目による特殊健康診断があります。詳細については、大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(5) 健康指導、健康相談の実施

産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導、健康相談を行うよう努めてください。

(6) 労働安全衛生法等関係法令の周知

労働安全衛生法等関係法令の内容について周知を行わなければなりません。その際、分かりやすい説明書を用いる等、外国人労働者が理解しやすいように努めてください。

- 厚生労働省では労働基準法等関係法令を解説したパンフレットを8カ国語（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語）で作成しています。厚生労働省のホームページからダウンロードができます。詳しくは大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

4. 雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険の適用

(1) 制度の周知及び必要な手続の履行

雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について周知に努めてください。

労働・社会保険に係る法令の定めに従い、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとってください。

- 周知にあたって必要な資料は、大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所にお問い合わせください。

(2) 保険給付の請求等についての援助

外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続を行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めてください。

労働災害等が発生した場合には、労災保険給付の請求その他の手続に関し、外国人労働者からの相談に応ずるなど必要な援助を行うように努めてください。

- 外国人労働者が労働災害等にあった場合には、確実に労災保険給付を受給できるよう援助に努めてください。具体的な援助の方法としては、外国人労働者からの相談に応ずることのほか、請求書に必要事項を記入し本人の確認を得た上で労働基準監督署に提出するなど請求手続を代行すること、保険給付を受けるための本人名義の金融機関口座を設けることなどが考えられます。

5. 適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

(1) 適切な人事管理

職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる条件の整備、評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明化等、多様な人材が能力発揮しやすい環境の整備に努めてください。

(2) 生活指導等

外国人労働者に対する日本語教育や日本の生活習慣などに関する指導を行うほか外国人労働者からの生活上又は職業上の相談に応じるように努めてください。

- 外国人労働者は、日本の生活習慣に慣れていないため、職場や地域において双方の誤解から思わぬトラブルが起きる可能性があります。そのため、職場などでの円滑な人間関係を作り上げることを積極的に援助するため、雇い入れた段階で日本の生活習慣などについて理解させておくことが必要です。

(3) 教育訓練の実施等

教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるほか、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めてください。

(4) 福利厚生施設

適切な宿泊施設を確保するように努めるほか、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、外国人労働者にも十分な機会が保障されるように努めてください。

- 外国人労働者を雇用する場合には、宿泊施設の確保が不可欠です。なお、外国人労働者が共同生活を行う宿泊施設については、一人あたりの居住面積や廊下の幅等を定めた事業附属寄宿舍規程の適用を受ける場合があります。
詳しくは、大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(5) 帰国及び在留資格の変更等の援助

外国人労働者が雇用関係を終了し帰国する場合には、帰国のための諸手続きについて相談にのるなど、また、在留資格の変更や在留期間の更新を行おうとする場合には、手続きを行うために勤務時間を配慮するなど、必要な援助を行うように努めてください。

- 外国人労働者が入国管理に関する諸手続きを行おうとする場合には、特別休暇を与えるなど勤務時間について必要な配慮を行ってください。

(6) 労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項

派遣元事業主は、外国人労働者に対し従事する業務内容、就業場所、直接指揮命令する者に関する事項等、派遣就業の具体的内容を明示するとともに、派遣先に対し派遣する外国人労働者の氏名、労働・社会保険の加入の有無を通知する等、労働者派遣法の定めに従い、適正な事業運営を行ってください。

派遣先は、労働者派遣事業の許可又は届出のない者からは労働者派遣を受けないこと。さらに請負を行う事業主にあつては、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守してください。

請負を行う事業主は、雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所である場合、当該事業所内で、雇用労務責任者等に人事管理、生活指導等の職務を行わせてください。

6. 解雇の予防及び再就職援助

事業規模の縮小等を行おうとするときは、外国人労働者に対して安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、再就職を希望する者に対して、関連企業等へのあっせん、教育訓練等の実施・受講あっせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努めてください。

外国人労働者の雇用状況の届出

事業主は、新たに外国人労働者を雇い入れた場合及びその雇用する外国人労働者が離職した場合には、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について、在留カードもしくは旅券（資格外活動の許可を受けて就労する外国人労働者については、資格外活動許可書又は就労資格証明書も必要）の提示を求め、届け出る事項について確認し、定められた届出の方法・期限に従って、事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出ることとなっています。（→P22～P26を参照）

- 厚生労働省では、その届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行うこととしています。
- 平成24年7月9日より外国人登録証明書に代わり、「在留カード」が交付されています。（→P8～P13を参照）

外国人労働者雇用労務責任者の選任

外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を外国人労働者雇用労務責任者として選任してください。

技能実習生に関する事項

技能実習生については、外国人労働者に含まれるものであることから、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき必要な措置について注意する必要があります。（→P32～P34を参照）

職業安定機関、労働基準監督機関その他関係行政機関の援助と協力

公共職業安定所や労働基準監督署などの関係行政機関の必要な援助と協力を得て、この指針に定められた事項を実施するように努めてください。

- 厚生労働省では、各種パンフレット等を用意し、ハローワークや労働基準監督署などで日常的に相談に応じるほか、この指針に基づいて、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保のために、各セミナー、講習会などを開催しています。

- ◎ この指針の内容については、管轄のハローワーク（公共職業安定所）まで、お問い合わせください。
- ◎ その他、各種相談については、次頁以降の機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先一覧

★労働条件・賃金・解雇等についてのお問い合わせは

事業場を管轄する労働基準監督署

大阪中央 労働基準監督署	06-7654-1176	大阪南 労働基準監督署	06-7655-1115
天 満 労働基準監督署	06-7658-4564	大阪西 労働基準監督署	06-7664-3840
西野田 労働基準監督署	06-7222-3013	淀 川 労働基準監督署	06-7668-0037
東大阪 労働基準監督署	06-7655-6431	岸和田 労働基準監督署	072-449-8740
堺 労働基準監督署	072-340-4038	羽曳野 労働基準監督署	072-942-4520
北大阪 労働基準監督署	072-391-2953	泉大津 労働基準監督署	0725-27-0898
茨 木 労働基準監督署	072-604-5491		

★労働条件等のトラブルに関するご相談は

大阪労働局労働基準部監督課 外国人労働者相談コーナー
 ところ 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館
 電 話 06-6949-6490
 相談日 【英語】月・水曜日 【ポルトガル語】水・木曜日 【中国語】水曜日（原則）
 時 間 9：30～12：00 13：00～17：00

★外国人の入国や在留の手続の場所は

大阪入国管理局
 ところ 大阪市住之江区南港北1-29-53
 電 話

お問い合わせ内容	電 話 番 号
再入国・在留カード	06-4703-2115
配偶者、定住者、永住者	06-4703-2190
就労資格及びそのご家族	06-4703-2195
留学、文化活動	06-4703-2158
研修、短期滞在、技能実習	06-4703-2149
その他	06-4703-2100

★法務省入国管理局のホームページ

<http://www.immi-moj.go.jp/>

★外国人の入国や在留手続に関するご相談は

外国人在留総合インフォメーションセンター
 窓口相談 大阪市住之江区南港北1-29-53 大阪入国管理局2階
 電話相談 0570-013904（全国同一番号）
 [IP電話・PHS・海外から：03-5796-7112]
 時 間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）
 対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語

★在住外国人のための相談窓口（在留資格、労働、医療、生活相談など）

公益財団法人 大阪府国際交流財団内 大阪府外国人情報コーナー
ところ 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5階
専用電話 06-6941-2297
時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）
FAX 06-6966-2401 ※日本語、英語のみ
E-mail jouhou-c@ofix.or.jp ※日本語、英語のみ
対応言語 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、
フィリピン語、タイ語、日本語

★技能実習制度に関するお問い合わせは

公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO） 大阪駐在事務所
ところ 大阪市北区梅田1-3-1 大阪駅前第1ビル7階
電話 06-6344-9521

★大阪外国人雇用サービスセンター

大阪外国人雇用サービスセンター

検索

留学生及び外国人求職者に対し、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の通訳を配置し、職業相談・紹介を行っているほか、事業主の方に対する在留資格の変更等の相談を行っている厚生労働省の機関（ハローワーク）です。

〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階

TEL 06-7709-9465 FAX 06-7709-9468

ご利用時間：10:00～18:00（土・日・休祝日・年末年始休み）

〔通訳の配置時間：13:00～18:00〕

※ 通訳を希望される場合は事前にご連絡ください。

〔外国人雇用管理（在留資格）アドバイザーの

配置時間：14:00～18:00〕

※ 相談を希望される場合は、事前にご連絡の上、ご予約ください。

ホームページ：<http://osaka-foreigner.jstse.mhlw.go.jp>

★外国人雇用サービスコーナー（ハローワーク堺内）

本コーナーでは、外国人求職者に対し、きめ細かな職業相談・紹介ができるよう、ポルトガル語、スペイン語、中国語の通訳を配置しています。

※ 通訳を希望される場合は事前にご連絡ください。

ハローワーク堺内 (次頁参照)	072-222-5049	相談時間 13:00～17:00 【土・日・休祝日・年末年始休み】
--------------------	--------------	--------------------------------------

★大阪府内のハローワーク

外国人の雇用状況届出や雇用管理の相談は、管轄のハローワークで受け付けています。

大阪東	〒540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1F~3F	06-6942-4771 ☎	天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、中央区のうち安土町、淡路町、和泉町、糸屋町、今橋、上町、内淡路町、内久宝寺町、内平野町、内本町、大阪城、大手通、大手前、瓦町、神崎町、北久宝寺町、北新町、北浜、北浜東、久太郎町、高麗橋、粉川町、石町、材木町、島町、十二軒町、城見、船場中央、玉造、釣鐘町、天満橋京町、常盤町、徳井町、道修町、農人橋、博労町、馬場町、東高麗橋、平野町、備後町、伏見町、船越町、法円坂、本町、本町橋、松屋町住吉、南久宝寺町、南新町、南本町、森ノ宮中央、錦屋町、龍造寺町、谷町1~5丁目
梅田	〒530-0001	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16F	06-6344-8609 ☎	北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区、旭区
	大阪新卒応援 ハローワーク	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18F ※新規学卒求人のみ受理	06-7709-9455	
大阪西	〒552-0011	大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271 ☎	西区、港区、大正区、浪速区、中央区のうち安土町、上本町西、東平、上汐1~2、中寺、松屋町、瓦屋町、高津、南船場、島之内、道頓堀、千日前、難波千日前、難波、日本橋、東心斎橋、心斎橋筋、西心斎橋、宗右衛門町、谷町6~9丁目
	ハローワークプラザ 難波 求人コーナー	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4F	06-6214-9226	
阿倍野	〒545-0004	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-4399-6007 ☎	住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区
淀川	〒532-0024	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771 ☎	淀川区、東淀川区、吹田市
布施	〒577-0056	東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4F	06-6782-4221 ☎	東大阪市、八尾市
堺	〒590-0078	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1~3F	072-238-8301 ☎	堺市
岸和田	〒596-0826	岸和田市作才町1264	072-431-5541 ☎	岸和田市、貝塚市
池田	〒563-0058	池田市栄本町12-9	072-751-2595 ☎	池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
泉大津	〒595-0025	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪2F	0725-32-5181 ☎	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町
藤井寺	〒583-0027	藤井寺市岡2-10-18 DH 藤井寺駅前ビル3F	072-955-2570 ☎	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
枚方	〒573-0031	枚方市岡本町7-1 ピオルネ・イオン枚方店6F	072-841-3363 ☎	枚方市、寝屋川市、交野市
泉佐野	〒598-0007	泉佐野市上町2-1-20	072-463-0565 ☎	泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
茨木	〒567-0885	茨木市東中条町1-12	072-623-2551 ☎	茨木市、高槻市、摂津市、三島郡島本町
河内長野	〒586-0025	河内長野市昭栄町7-2	0721-53-3081 ☎	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、南河内郡
門真	〒571-0045	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2F	06-6906-6831 ☎	守口市、大東市、門真市、四條畷市

※☎マークのあるハローワークでは、音声ガイダンスによる電話案内を実施しています。

わかりにくい点がありましたら、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）までお問い合わせください。



(平成29年6月)